

参考資料 7-1 アルコール依存症用

【診断書記載要領】 ※ 診断書と一緒に医師の方に渡してください。

2 医学的判断

- 病名 (F 10.)
- 総合所見 (現病歴、現在症、重症度、治療経過、治療状況など)

〈病名〉

- 病気とは認められない旨の診断である場合には、「○○の症状(状態像)があるが、病気とは認められない。」等と記載する。
- 国際疾病分類(ICD-10)のF10.2からF10.9までの該当する数字を括弧内に記載する。

〈総合所見〉

- 3の意見を導く根拠となる症状や経過、各種検査結果等を具体的に記載する。

3 現時点での病状(改善の見込み等)についての意見

- (1) アルコール依存症(国際疾病分類(ICD-10)におけるF10.2からF10.9までに該当する者)について断酒を継続し、かつアルコール使用による精神病性障害や健忘症候群、残遺性障害及び遅発性の精神病性障害(アルコール幻覚症、認知症、コルサコフ症候群等)のない状態を続け、再飲酒するおそれが低いと認められる。
- (2) (1)とまではいえないが、今後6か月()以内に(1)と診断できることが見込まれる。
※ 6か月より短い期間で診断できる見込みがある場合は、()内に1~5の整数を記載してください。
- (3) 上記(1)及び(2)のいずれにも該当しない。

〈現時点での病状(改善の見込み等)についての意見〉

- 2において病気とは認められない旨の診断を行った場合には、記載不要である。
- (1)から(3)のいずれかを丸で囲む。
- (2)の場合で6か月よりも短期間で診断できる見込みがある場合には、括弧内に当該期間(1か月~5か月)を記載する。
- 一度(2)の判断をした者について再度(2)の判断をする場合には、2の総合所見欄に、前回の見込みが異なった理由(環境要因の変化等)を具体的に記載する(この記載がない場合又は合理的な理由が示されていない場合には、(3)の意見として扱うこととなる可能性がある。)

4 その他特記すべき事項

- 施行した検査等、参考となる事項を記載する。
- アルコール依存症又は他の病気を併発しており、一定期間後に再判断が必要な場合は、その旨記載する。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。
病院又は診療所の名称・所在地
担当診療科名
担当医師名

年 月 日

- 「専門医」とは、公安委員会の指定する専門医との意であり、通常の診断書では「主治医」のみを○で囲む。

作成される医師の方へのお願い

- ・ 最終的な運転の可否判断は公安委員会が行いますので、医学的観点から診断し記載してください。
- ・ 診断書様式は、愛媛県警察ホームページ上「運転免許に関する各種ご案内」にも掲載していますので、そちらを使用し、パソコンで作成していただいても大丈夫です。
- ・ 診断書のことをご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。
愛媛県警察本部 運転免許課 安全運転支援係 (適性検査担当)
TEL: 089-934-0110 (県警代表番号)